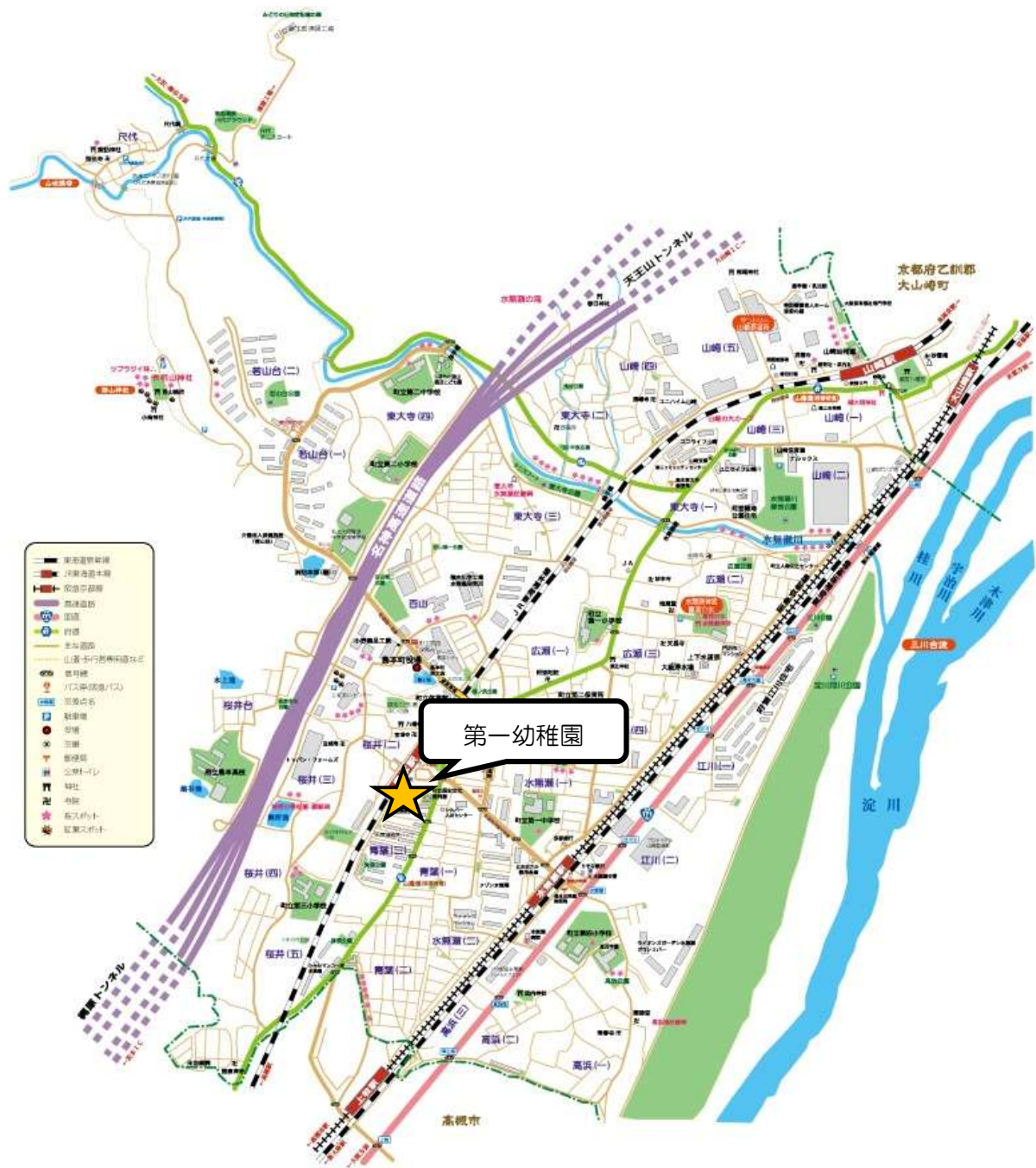


令和8年度 第一幼稚園 園児募集のご案内 (通常保育型・就労支援型 共通)



島本町教育委員会事務局 保育幼稚園課 075-962-7461

島本町立第一幼稚園 075-961-6456



町立第一幼稚園

住所：島本町青葉三丁目1番1号

令和8年度 第一幼稚園（通常保育型・就労支援型共通）入園申込について

【案内等配布開始日】

令和7年11月4日（火）

※役場1階教育委員会事務局で配架しますので、役場開庁時間内（土日祝・年末年始を除く午前9時から午後5時30分まで）に各自でお取りください。なお、町ホームページからもダウンロードすることができます。

※窓口では、案内及び就労証明書等の要件確認書類のみ配布します。

【一次受付期間】

令和7年11月4日（火）から12月4日（木）まで

※上記期間内にオンラインにて申込みがされたものを一次受付とします。就労証明書等、準備に時間のかかる書類が必要となることがありますので、余裕をもってのご対応をお願いします。

【申込方法】

オンラインによる受付のみ

※通常保育型の申込方法は7ページ、就労支援型の申込方法は8ページをご確認のうえ、申込ください。

【令和8年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】

ページID：031905

こちらのQRコードからもアクセスできます→



【追加資料提出】

URL：<https://logoform.jp/form/8bKw/1258095>

こちらのQRコードからもアクセスできます→



■アップロードが必要な添付書類

- ・代表保護者の本人確認書類（全員）
- ・就労証明書等の要件確認書類（就労支援型または預かり保育料の無償化を受けられる方のみ）

※無償化の対象者等、詳細は11ページをご覧ください。

※保護者全員が保育の実施要件に該当する必要があります。

詳細は別紙「預かり保育料（日払い利用）の無償化または就労支援型を利用される方へ」をご参照ください。

【結果通知】

12月末頃に入園可否をお知らせ（ただし、一次受付期間中の申込者に限る。）

【注意事項】

■申込について

- ・記入漏れや添付書類不足等の不備がある場合は受付ができないことがありますので、申込内容や添付書類について十分ご確認の上でお申込みください。
- ・役場窓口及び第一幼稚園での申込書類の配布・受付は行いません。
- ・オンラインでの申込完了後、世帯員全員の個人番号（マイナンバー）確認書類※¹を島本町保育幼稚園課へ提出してください。

※1…個人番号（マイナンバー）確認書類として有効なものは、マイナンバーカード（裏面（個人番号の記載がある面）、個人番号が記載された住民票、個人番号通知カード（ただし、通知カードに記載された氏名や住所等に変更がない方は表面、変更があった方で令和2年5月24日以前に通知カードの記載内容の変更手続きをされている方は表面及び裏面）の写しとなります。

■添付書類について

- ・就労証明書等の要件確認書類は、町ホームページに掲載及び役場窓口にて配布しております。
- ・記入した内容を訂正する場合、訂正箇所に二重線を引いて再記入してください。なお、就労証明書等が手書きで書かれ、押印がされている証明書の場合は、証明書に押印されている印と同じ訂正印が必要となります。
- ・要件確認書類は、保育所等及び学童保育室の入所（園・室）申込と同一書式となりますので、証明日から3か月以内であれば、同じものを添付しても構いません。
- ・申込後、提出した書類の記載内容等に変更が発生した場合は届出が必要です。次の期間中にオンラインにて手続きを完了させてください。
 - ① 認定区分にかかる変更のとき → 新たな認定区分の開始希望日の5営業日前
 - ② その他の変更のとき → 変更の生じた日から10日以内

■転入予定の方について

- ・島本町へ転入予定の方であっても、入園申込は可能です。ただし、入園決定は島本町内への転入手続きが完了してからとなります。
- ・関連の手続きは次の期日までに完了させてください。
 - ① 入園申込 → 入園希望日の5営業日前まで
 - ② 町内への転入届 → 10日前まで※期日までに手続きを行うことが困難な場合、保育幼稚園課までご連絡ください。
- ・転入後の手続きについてご案内いたしますので、住民課にて島本町への転入手続きを終えられた後に保育幼稚園課へお越しください。

問合せ先

島本町教育委員会事務局 教育こども部 保育幼稚園課
連絡先：075-962-7461

令和8年4月1日より第一幼稚園の仕組みが変わります

【令和8年4月1日からの変更点】

- 3歳児の受入れを実施

3歳児の受入れを開始し、3～5歳児の3年保育を実施します。

また、通常保育型と就労支援型の定員を分け、受入れを行います。（クラスを分けるものではありません）

定員の詳細は、4ページをご確認ください。

- 就労支援型について

従前の就労支援型については、通常の幼稚園利用（通常保育型）と併せて、保育要件がある方が利用できる制度として、預かり保育料の無償化（施設等利用給付2号認定）の認定を行い実施しておりましたが、令和8年4月1日より、給付制度が変更となります。

令和7年度までの就労支援型をご利用の方は、「施設等利用給付2号認定」、一般的に言う「新2号」の認定が必要となりますが、令和8年度以降は、「教育・保育給付2号認定」の認定が必要になります。「教育・保育給付2号認定」は、保育所等の申請時に必要な認定です。いずれの制度も保育要件が必要なもので、園の利用にあたってはこれまでと大きく変わりませんが、保育要件が無くなった際の仕組みが異なります。詳細は8～9ページをご確認ください。

なお、通常保育型と合わせて預かり保育（日払い）の利用希望される方は、従前どおり預かり保育料の無償化（施設等利用給付2号認定）を受けることも可能です。

- 昼食について

やむを得ない事由を除き、給食となります。（第二保育所との親子方式により給食を提供します。）

給食費や支払方法の詳細は、4ページをご確認ください。

- 開園時間について

令和7年度までは、預かり保育時間を含み以下の時間に変わります。

令和7年度以前 午前8時 から 午後6時 まで

令和8年度以降 午前7時30分 から 午後7時 まで

- 教育課程の開始時間について

令和7年度までは、教育課程の開始時間は「午前9時15分」でしたが、令和8年度以降は15分前倒して「午前9時」からとなります。教育課程の実施時間詳細は5ページをご確認ください。

- バス停留所について

第一幼稚園を中心に、一定の距離圏内にお住まいの方は保護者送迎が可能と判断し、一定の距離圏外にお住まいの方のみ利用可能とします。詳細は13ページをご確認ください。

第一幼稚園について

【定員】

3 歳児 35 人（通常保育型枠 17 人、就労支援型枠 18 人）

4 歳児 35 人（通常保育型枠 17 人、就労支援型枠 18 人）

5 歳児 35 人（通常保育型枠 17 人、就労支援型枠 18 人、令和7年度4歳児からの継続児を含む。）

※一次受付期間内に申込人数が上記定員を超えた場合、通常保育型、就労支援型のそれぞれで抽選を行います。

※申込状況により、募集人員を変更する場合があります。

※令和8年度の5歳児のみ、4歳児からの継続児童を優先するため、通常保育型と就労支援型の募集人員が変動する場合があります。

【対象者】

保護者と一緒に町内に住んでいる、3歳、4歳、5歳の幼児（令和8年4月1日時点）

※3 歳児の場合は令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ、4 歳児の場合は令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ、5 歳児の場合は平成 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれが対象です。

【費用など】

・給食費

給食費の金額は、現在調整中です。決まりましたら本案内を改版します。

支払いは月毎で、1 食あたりの金額にカレンダー上の提供日数を掛けて算出します。

支払い方法は、口座振替での納付となり、引落日は、給食の提供を受けた月の翌月 10 日となります（10 日が金融機関営業日でない場合は翌営業日）。

・学級費、PTA 会費等

・制服、制帽、通園カバン等実費

※保育料は無料です。ただし、預かり保育（日払い利用）を利用される場合は預かり保育料が、就労支援型を利用される場合は長時間の預かり保育料が別途必要（8 ページ参照）です。なお、預かり保育料の無償化の詳細は 11 ページをご覧ください。

【趣旨】

教育基本法及び学校教育法に基づき、幼児を適切な環境の下で保育し、その心身の発達を助長する。

【教育目標】

- ・豊かな心と健やかな体をもつ子どもを育む
- ・他を認め、他への思いやりの心をもつ子どもを育む
- ・自分で考え、自分の言葉で話し、自分の意志で行動する子どもを育む
- ・よりよい環境の中で、いきいきと意欲的に活動する子どもを育む

【教育課程時間】

通常保育日 午前9時 ～ 午後2時

水曜・短縮保育日 午前9時 ～ 午前11時45分

預かり保育(日払い利用)について

【預かり保育の時間及び保育料】

通常保育日	午前7時30分から 教育課程開始前まで (利用料 100 円)	教育課程	教育課程終了後から 午後4時30分又は午後7時まで※ (利用料 300 円)
水曜日・ 短縮保育日	午前7時30分から 教育課程開始前まで (利用料 100 円)	教育課程	教育課程終了後から 午後4時30分又は午後7時まで※ (利用料 600 円)
土曜日・ 長期休業期間	午前7時30分から午後4時30分又は午後7時まで※ (利用料 700 円)		

※預かり保育の終了時間が午後6時30分を超える場合は、上記金額に日額200円を加えます。ただし、加算分の上限額は、一月当たり3,400円とします。

【預かり保育料の無償化】

保護者の就労等の状況により、預かり保育料が無償化の対象となる場合があります。詳細は11ページをご確認ください。

【土曜日の利用について】

土曜日の預かり保育は、保護者のいずれもが10ページの「保育の必要性の認定要件」に該当する場合のみご利用いただけます。ただし、就労を要件として土曜日の預かり保育を利用される場合、午前7時30分から午後7時までの間において4時間以上労働していることが要件となります。

利用形態と必要な申込みについて

利用形態によって、必要な添付書類等が次のとおり異なります。

なお、いずれの申込みであっても、1 ページに掲載の申込フォームから申込みが可能です。

利用形態	保育の必要性	預かり保育利用方法	バス利用	無償化対象利用料	認定区分	必要な申込み・添付書類※3
通常保育型	なし	日払い	可 ※2	保育料	施設型給付 1号認定	【申込み】 ・施設型利用給付認定申請 【添付書類】 ・本人確認書類
	あり※1	日払い ※預かり保育料 無償化の申込み可		保育料 ＋ 預かり 保育料※4	施設型給付 1号認定 ＋ 施設等利用給付 2号認定	【申込み】 ・施設型利用給付認定申請 ・施設等利用給付認定申請 【添付書類】 ① 本人確認書類 ② 保育要件確認書類
就労支援型		就労支援型 (長時間の預かり 保育)	不可		教育・保育給付 2号認定	・施設型利用給付認定申請 【添付書類】 ① 本人確認書類 ② 保育要件確認書類

※1…認定要件は10ページをご参照ください。

※2…バス通園可能地区(13ページ)にお住まいで、預かり保育を利用されない日に限ります。

※3…オンライン申込み完了後、世帯員全員の個人番号(マイナンバー)が分かる書類の提出が必要です。

※4…預かり保育料の無償化については12ページをご覧ください。

【本人確認書類について】

本人確認書類として有効なものは、次のとおりです。

A群(写真付きの本人確認書類) …次のいずれか1点の写し
マイナンバーカード(表面(個人番号の記載がない面))、運転免許証、パスポート、 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
B群(写真のない本人確認書類) …次のいずれか2点の写し
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

通常保育型について

通常保育型では、教育課程時間（４ページ）において園児の保育を実施します。

【昼食】

通常保育日は給食。

ただし、預かり保育（日払い）を希望される方は、短縮保育日・長期休業期間中については、弁当とおやつを持参してください。また、保育要件があり、土曜日の預かり保育（日払い）を希望される方は、土曜日も弁当とおやつを持参してください。

【バス利用】

バス利用については、１３ページに記載しているバス通園可能地区をご覧ください。

【選考手順】

- １ 一次受付期間中に申込（幼稚園専願フォームにて）

※１ページ目に記載している【令和８年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】ページの申込みフォーム【令和８年第一幼稚園専願入力フォーム（一次受付）】より申込みください。

- ２ 抽選（定員を超える申込があった場合）

※抽選の有無については、一次受付期間終了後に町ホームページにてお知らせいたします。

※申込みフォームの受付番号（英字２文字＋数字８ケタ）が抽選番号となります。なお、受付番号は、申込システムの都合上、連番となるものではありません。

- ３ １２月末頃に入園決定通知送付

【抽選】

一次受付期間内に申込人数が上記定員を超えた場合、町職員及び第一幼稚園職員により公開抽選を行います。

結果は、抽選会が終わり次第、町ホームページで掲示予定です。

抽選会の見学は任意です。見学の有無によって当選が左右されることはありません。

◇日付

１２月１７日 ※時間等は一次受付期間終了後に町ホームページにてお知らせいたします。

◇場所

第一幼稚園

◇抽選方法

抽選機を使用します。多胎児の場合、一つの玉で全員同時に入園可能となります。ただし、多胎児の方が当選枠と補欠枠に渡る場合は、当選枠のみ当選、補欠枠は補欠１番、２番と連番になります。

◇結果通知方法

抽選会終了後、町ホームページで掲示予定です。

当選された方については後日入園決定通知及び入園説明会の案内をお送りします。

補欠の方には、補欠証をお送りします。当選者の辞退等により、欠員が生じた際、保育幼稚園課より電話連絡差し上げます。大切に保管ください。

預かり保育(日払い)利用者の預かり保育料の無償化について

預かり保育を日払いにて利用される方で、預かり保育料の無償化（施設等利用給付認定）を受けられる場合、保護者全員分の就労証明書などの要件確認書類の提出が必要です。詳細は10ページに記載している保育の必要性の認定要件及び保育要件案内をご確認ください。

就労支援型について

保護者の就労等により長時間の保育が必要な園児を対象に、最大午前7時30分から午後7時まで長時間の預かり保育を提供するものです（日祝・年末年始（12月29日～1月3日）及び園長の指定した日を除く。）。詳細は10ページに記載している保育の必要性の認定要件をご確認ください。

【昼食・おやつ】

長期休業期間を含む平日は給食。

土曜日は弁当を持参ください。 ※おやつについて、いずれの日もご持参ください。

【バス利用】

不可

【利用要件】

保護者のいずれもが10ページの「保育の必要性の認定要件」に該当すること。

【預かり保育料】

日額450円

※無償化により日額450円（月額上限11,300円）までの預かり保育料が無料となります。詳細は11ページをご確認ください。

※預かり保育の終了時間が午後6時30分を超える場合は、上記金額に日額200円を加えます。ただし、加算分の上限額は、一月当たり3,400円とします。

【選考手順】

- 1 一次受付期間中に申込（幼稚園専願または併願フォームにて）

※1ページ目に記載している【令和8年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】ページの申込みフォーム【令和8年第一幼稚園専願入力フォーム（一次受付）】または【令和8年度保育所等利用申込（一次受付）保育所専願・第一幼稚園併願入力フォーム】より申込みください。

- 2 抽選（定員を超える申込があった場合）

※抽選の有無については、一次受付期間終了後にメールにてお知らせします。

※申込みフォームの受付番号（英字2文字＋数字8ケタ）が抽選番号となります。なお、受付番号は、申込システムの都合上、連番となるものではありません。

- 3 12月末頃に入園決定通知送付

- 4 辞退があった場合、その空き枠に対し、速やかに繰上選考を行います。

※併願申込の方について、1月末頃に保育所等の入所が決定します。保育所入所を優先される方は辞退届を2月10日までに提出ください。

【抽選】

一次受付期間内に申込人数が上記定員を超えた場合、町職員及び第一幼稚園職員により公開抽選を行います。

結果は、抽選会が終わり次第、町ホームページで掲示予定です。

抽選会の見学は任意です。見学の有無によって当選が左右されることはありません。

◇日付

12月17日 ※時間等は一次受付期間終了後に町ホームページにてお知らせいたします。

◇場所

第一幼稚園

◇抽選方法

抽選機を使用します。多胎児の場合、一つの玉で全員同時に入園可能となります。ただし、多胎児の方が当選枠と補欠枠に渡る場合は、当選枠のみ当選、補欠枠は補欠1番、2番と連番になります。

◇結果通知方法

抽選会終了後、町ホームページで掲示予定です。

当選された方については後日入園決定通知及び入園説明会の案内をお送りします。

補欠の方には、補欠証をお送りします。当選者の辞退等により、欠員が生じた際、保育幼稚園課より電話連絡差し上げます。大切に保管ください。

在園中の通常保育型・就労支援型の切替えについて

・就労支援型→通常保育型の切替え

就労支援型を利用中の方で、保育要件がなくなった場合、通常保育型に空きがあれば先着順で切替え可能。通常保育型の受入れ枠に空きがなければ退園となります。

切替えを行う場合、保育幼稚園課へ問い合わせください。

・通常保育型→就労支援型の切替え

通常保育型を利用中の方が就労支援型を利用したい場合は、就労支援型の受入れ枠に空きがあれば先着順で切替え可能。就労支援型の受入れ枠に空きがなければ、通常保育型＋預かり保育料の無償化（施設等利用給付認定）で利用可能です。

申請フォームについては、1ページに記載している町ホームページ【令和8年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】よりご確認ください。

随時入園

申込数が定員に達していない場合、一次受付期間後も随時受付いたします。入園を希望される方は、**入園希望日の5営業日前まで**にオンラインにて手続きを行ってください。

随時入園の申込可能期間は次回の一次受付期間終了日までです。（入園日は12月28日まで）

申請フォーム及び詳細については、1ページに記載している町ホームページ【令和8年度 町立第一幼稚園 園児募集のご案内】よりご確認ください。

保育の必要性の認定要件

保護者のいずれもが、次のいずれか要件に該当する必要があります。

事由	内 容	認定の有効期間
就 労	1 か月に64時間以上労働することを常態としていること	対象児童の小学校就学まで
妊娠・ 出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと	認定起算日から出産日の 8 週間後の翌日が属する月の末日まで※ ¹
疾病・ 障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	対象児童の小学校就学まで（医師等の証明期間に基づく期間内）
介護・ 看護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護又は看護していること	対象児童の小学校就学まで（介護及び看護が継続している期間内）
求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること	認定起算日から60日が経過する月の末日まで。 ただし、やむを得ない事由がある場合は90日が経過する月の末日まで
就 学	1 か月に64時間以上就学（職業訓練を含む）することを常態としていること	保護者の卒業の日が属する月の末日まで
育 児 休 業	育児休業取得時、既に第一幼稚園の預かり保育を利用しており、預かり保育の継続利用が必要であること※ ²	認定起算日から育児休業の対象となる子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない事由がある場合は、育児休業の対象となる子どもが2歳に達する日の属する月の末日（2歳に達する日が1月1日から3月31日までの間にあるときは、その年度の末日）まで
災害 復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間内）
虐待・ DV	虐待やDVのおそれがあること	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間内）
その他	上記以外に保護者が当該児童を保育することができない事情がある場合※必ず事前に保育幼稚園課へご相談ください	町長が必要と認める期間

※1…妊娠中かつ保育を必要とする状態（妊娠に伴う体調不良により保育ができない等）である場合、認定を受けることが可能となります。ただし、産前6週前の日の翌日が属する月の初日から（多胎児妊娠の場合は、産前14週前の日の翌日が属する月の初日から）は保育を必要とする状態であるとみなします。

※2…第一幼稚園入園と同時に取得した育児休業を要件としての認定はできません。

預かり保育料の無償化について

預かり保育料(就労支援型・日払い)の無償化について

【対象者】

保護者のいずれもが「保育の必要性の認定要件」（１０ページ参照）に該当すること
（就労支援型をご利用の方は全員対象となります。）

【無償化上限額（給付限度額）】

その月の預かり保育の利用日数×４５０円（月額上限額１１，３００円）

ただし、その月の預かり保育の利用実績額と、上記計算式により算出したその月の給付限度額を月ごとに比較して少ない方が給付額となります。

■就労支援型をご利用の方の場合

預かり保育料が日額４５０円で、日額４５０円（月額上限１１，３００円）までの預かり保育料が無償化対象となるため、その月の長時間の預かり保育の利用日数が２５日以内の場合は預かり保育料を支払う必要はありません。２６日以上の場合はその月の預かり保育料と月額上限額との差額が後日請求されます。

- ・月２５日以内の利用の場合

→ 当月の預かり保育料は無料

- ・月２６日以上利用の場合

→ 次の計算式で求められる預かり保育料が発生

（当月の長時間の預かり保育の利用日数×４５０円）－１１，３００円

■預かり保育（日払い利用）をご利用の方の場合

預かり保育料は、日払いでお支払いください。

後日（３か月に一度の予定）保護者から請求書を提出するにより、島本町から無償化対象となる預かり保育料を口座に振り込みます。

なお、就労支援型を利用される方が預かり保育料の負担額が安くなる場合があります。

（例）ある月に、預かり保育６００円／日を４日、（１００円＋３００円）を２日、７００円／日を４日利用した場合

（利用実績額）２，４００円＋８００円＋２，８００円＝６，０００円 …①

（給付限度額）（４日＋２日＋４日）×４５０円＝４，５００円 …②

無償化給付額は、

利用実績額①＞給付限度額②のため、少ない方である４，５００円

預かり保育の終了時間が午後６時３０分を超える場合は、日額２００円を加えます。ただし、加算分の上限額は、一月当たり３，４００円とします。

預かり保育料の免除について

次のいずれかに該当される場合、預かり保育料が免除となります。

- ・市町村民税所得割額^{※1} 57,700円未満の世帯に属する子ども（教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、77,101円）
- ・第3子（小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。）以降に該当する子ども

※基本的には保護者の課税額の合計額を参照しますが、保護者以外の同居親族（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には保護者以外の同居親族（祖父母等）の課税額も合算いたします。

※4～8月分までは令和7年度、9～翌年3月分までは令和8年度の課税額を参照いたします。

令和7年1月1日時点で島本町に住民票を有しており、所得の申告がお済みの場合は手続き等不要です。免除対象者の方へは、保育幼稚園課より通知いたします。

次のいずれかに該当する場合は市町村民税の所得割額を証明する書類の提出が必要です。書類の提出がない場合、免除要件に該当されていても免除することができませんのでご注意ください。

令和7年1月1日時点で島本町外(国内)に住民票を有されていた方

令和7年1月1日時点で島本町外（国内）に住民票を有されていた方のうち、保護者の令和7年度市町村民税所得割額^{※1}の合算額が57,700円未満の方（教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、77,101円）は、次のいずれかの書類について保護者全員分を提出してください。いずれも、令和7年1月1日時点でお住まいの市町村から発行される書類です。

- ・「令和7年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」
- ・「令和7年度 個人市町村民税納税通知書」
- ・「令和7年度 課税証明書（個人市町村民税）」

令和8年1月1日時点で島本町外(国内)に住民票を有されていた方

令和8年1月1日時点で島本町外（国内）に住民票を有されている方のうち、保護者の令和8年度市町村民税所得割額^{※1}の合算額が57,700円未満の方（教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者に該当する場合にあっては、77,101円）は、次のいずれかの書類について保護者全員分を、発行され次第提出してください。いずれも、令和7年1月1日時点でお住まいの市町村から、同年6月頃より発行される予定の書類となります。

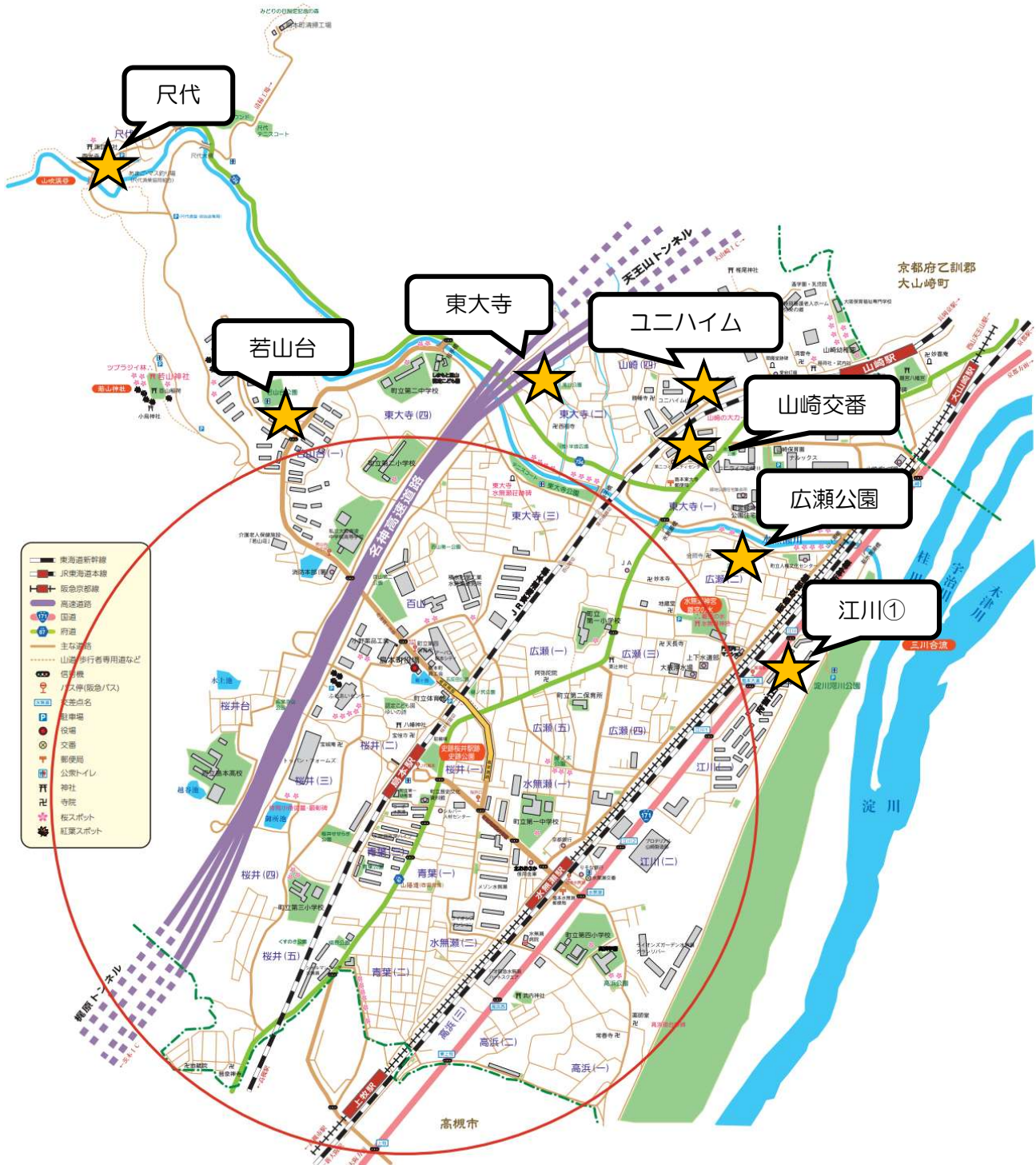
- ・「令和8年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」
- ・「令和8年度 個人市町村民税納税通知書」
- ・「令和8年度 課税証明書（個人市町村民税）」

令和6年1月1日以降に海外勤務をされていた期間のある方

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に海外勤務をされていた期間のある方は、給与証明書（海外勤務者用）を提出していただく場合がありますので、該当される方は保育幼稚園課までご連絡ください。なお、令和8年9月以降入園の方は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に海外勤務をされた方が該当します。

※1…配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

第一幼稚園バス通園可能地区及び第一幼稚園バス停留所



※通常保育型利用者のうち、バス通園可能地区（上図の円の外）にお住まいの方が対象（ただし、預かり保育利用日を除く。）です。

※バスのルートは利用状況により、年度毎に替わるため、第一幼稚園に確認ください。

※令和8年度のみ、令和7年度バス利用されている方の経過措置を取るため、江川集会所に停留所を設けます。ただし、令和7年度に江川集会所の停留所を利用されている方のみ利用可能。